

三菱UFJ公社債投信

自動けいぞく投資約款

東 海 東 京 証 券 株 式 会 社

第 1 条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます）と東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます）とのあいだの、三菱UFJ国際投信株式会社の発行する公社債投信受益権（以下「三菱UFJ公社債投信」といいます）の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って三菱UFJ公社債投信の自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

第 2 条（申込方法）

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下、「扱店」といいます）に提出することにより、契約を申込みものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の三菱UFJ公社債投信自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます）を設けます。
なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第 3 条（金銭の払込み）

- (1) 申込者は三菱UFJ公社債投信の買付けにあてるため、次項に定めるところによって、その代金（以下「払込金」といいます）を随時その口座に払い込むことができます。
- (2) 前項の払込金は、毎回次に定める金額を下らない額といたします。
1回の払込金額——3,000円以上
- (3) 前項の規定にかかわらず、有価証券又は証書、権利または商品の果実（株式の配当金を除く）、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを三菱UFJ公社債投信に払い込む場合の払込金は1円以上といたします。ただし、一旦、出金した場合は上記取扱いの対象といたしません。

第 4 条（買付時期・価額）

- (1) 当社は、申込者の口座残金が三菱UFJ公社債投信の買付価額に達しているときは、遅滞なくその買付けを行います。ただし、申込者はいつでもその中止を申し出ることができます。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられた三菱UFJ公社債投信の所有権ならびにその果実または元本に対する返還請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第 5 条（果実の再投資）

三菱UFJ公社債投信の果実は、当該三菱UFJ公社債投信買付日より、1ヶ年応答月の20日（ただし、20日（祝、休日に当たる場合は、翌営業日）に申込者に代って当社が受領のうえ、当日にその全額をもって、三菱UFJ公社債投信を買付けます。

第 6 条 (返還)

- (1) 申込者は、自己の所有する三菱UFJ 公社債投信の全部または一部の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる三菱UFJ 公社債投信については、返還請求日の基準価額により、これを換金し、当該請求日を含め 4 営業日目の引渡しをもって、返還にかえるものとし、ただし、この場合所定の手数料を申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第 7 条 (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものものといたします。
 - ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当社が三菱UFJ 公社債投信の自動けいぞく投資業務を行うことができなくなったとき。
 - ③ 三菱UFJ 公社債投信が償還されたとき。
- (2) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく三菱UFJ 公社債投信を第 6 条に準じて扱店において、申込者に返還いたします。

第 8 条 (申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など、申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第 9 条 (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続きにより、この契約に基づく三菱UFJ 公社債投信を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく三菱UFJ 公社債投信を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく三菱UFJ 公社債投信の買付けもしくは三菱UFJ 公社債投信の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上

(平成 28 年 10 月)